平成２５年（フ）第４３９号
静岡県袋井市木原53番地の１　雅103号室
債務者　大石真奈美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
静岡県磐田市豊島1451番地３　メゾンアルウェットⅠ―102
債務者　妻木　規智
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
静岡県磐田市二之宮1588番地３　ロイヤルハイツⅡ
債務者　能充　新二
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６７号
静岡県浜松市中区和合町120番地　ディアス静101号、前住所静岡県浜松市東区天王町1249番地の１　竹山ハイツ201号
債務者　竜沢つや子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
静岡県浜松市西区馬郡町2861番地の４
債務者　大村　将史
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の81　市営鷺の宮団地白鷺１―106、前住所静岡県浜松市北区三方原町1507番地の８　ハイツアティックＣ―103号
債務者　相葉　賢一
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市瀬戸越町517番地２
債務者　左中　一枝
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８４７５号
埼玉県さいたま市浦和区北浦和４丁目７―14―501
破産者　太田　浩二
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４７６号
東京都北区堀船２丁目25―４―502
破産者　滿尾　隆弘
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２０号
東京都大田区大森北１丁目13―５―301
破産者　上妻　伸一
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２３号
東京都多摩市馬引沢１丁目４―17―102
破産者　袋　　宣子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５４５号
東京都足立区谷中２丁目５―10―603
破産者　高梨　康之
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５８２号
東京都大田区下丸子４丁目16―15　眞鍋方
破産者　續木　太郎
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３４号
埼玉県所沢市星の宮１丁目12―17―８
破産者　高橋　純子（旧姓太田・加瀬）
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８４号
相模原市中央区小山３丁目１番27号
破産者　株式会社サンライズ綜建
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１号
静岡県沼津市共栄町17番７号
破産者　株式会社メイジ消毒
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
静岡県沼津市高島本町２番20号オガワビル２階
破産者　有限会社オガワジャパン
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
京都府舞鶴市字下福井432番地の26
破産者　有限会社　山田鮮魚店
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係